

北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会の趣旨及び役割等について

1 趣旨

本市のまちづくりの基本ルールとなる「北九州市自治基本条例」は、平成22年10月1日に施行された。

本条例は、第29条の規定により、「市は、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、条例について必要な見直しを検討するための機関を設置する。」とともに、「条例施行の日から5年を超えない期間ごとに、この機関の検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされている。

このため、市長の付属機関として「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」を設置し、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、条例や取り組み等について必要な見直しに関する事項を調査審議するもの。

2 「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」の役割

(1) 市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかの評価

- ① 情報共有、市民参画など市政運営に関する事項
- ② コミュニティへの支援に関する事項

(2) (評価を踏まえ、) 条例や取り組み等について必要な見直しに関する事項の審議

3 北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会規則

別紙のとおり

北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和38年北九州市条例第97号）第3条の規定に基づき、北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、市政が北九州市自治基本条例（平成22年北九州市条例第30号）に沿って運営されているかどうかを評価し、同条例について必要な見直しに関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員の任命)

第4条 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務市民局において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(会議の公開について)

「附属機関及び市政運営上の会合の運営及び委員等の選任等に関する要綱」第5条に基づき、会議は原則公開とする。